

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の役職員の報酬・給与等について

役員報酬等について

役員の報酬等の支給状況

役名	平成16年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
理事長	千円 19,231	千円 14,712	千円 2,987	千円 1,471 (地域付加額) 61 (通勤手当)		
副理事長 (1人)	千円 17,061	千円 12,648	千円 3,148	千円 1,265 (地域付加額)		
理事 (6人)	千円 88,948	千円 65,468	千円 15,323	千円 6,547 (地域付加額) 1,610 (通勤手当)	7月6日(1名)	6月30日(1名) 3月31日(1名)
監事 (2人)	千円 26,668	千円 19,776	千円 4,469	千円 1,978 (地域付加額) 445 (通勤手当)		

注:「地域付加額」とは、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

役員の退職手当の支給状況(平成16年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
理事長	千円	年 月			該当者なし
副理事長	千円	年 月			該当者なし
理事A	千円 228	年 月 0 4	平成16年6月30日	-	機構役員退職手当規程に基づき支給。当該役員の業績勘案率が決定されてから支給される退職手当の額が未支給であり、含まれていない。
理事B	千円 740	年 月 1 1	平成17年3月31日	-	機構役員退職手当規程に基づき支給。当該役員の業績勘案率が決定されてから支給される退職手当の額が未支給であり、含まれていない。
監事	千円	年 月			該当者なし

職員給与について

職種別支給状況

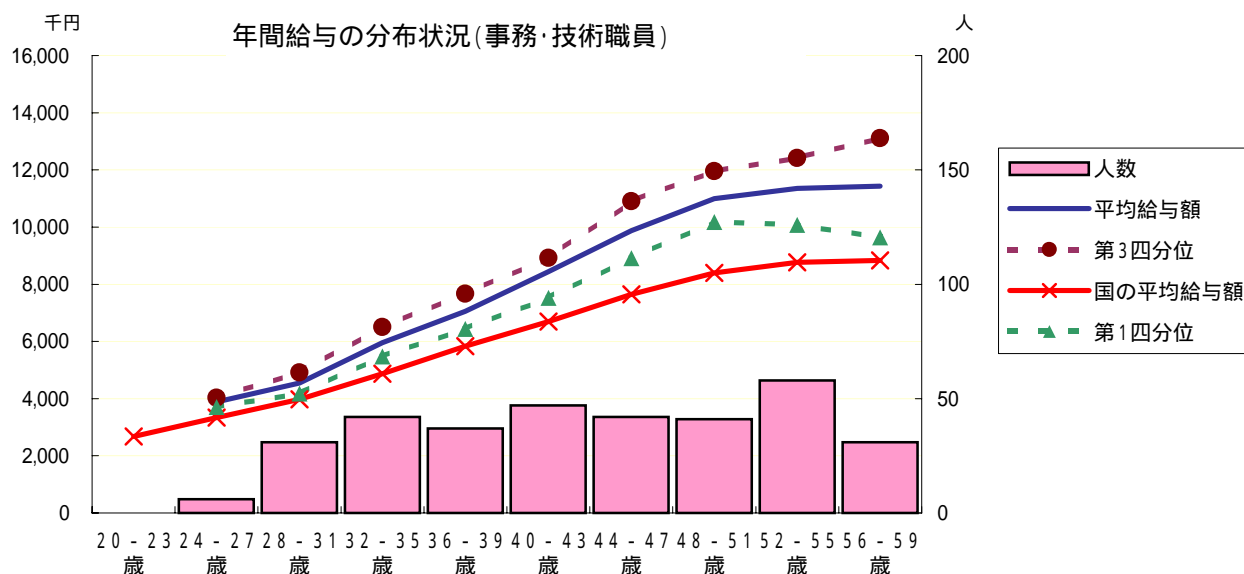
区分	人員	平均年齢	平成16年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
千円	千円	千円	千円	千円		
常勤職員	335	44.1	9,010	6,599	204	2,411
事務・技術	335	44.1	9,010	6,599	204	2,411
研究職種	該当者なし					
医療職種 (医師)	該当者なし					
医療職種 (看護師)	該当者なし					
教育職種 (高等専門学校教員)	該当者なし					
在外職員	21	47.0	19,469	17,336	0	2,133
任期付職員	該当者なし					
事務・技術						
研究職種						
医療職種 (医師)						
医療職種 (看護師)						
教育職種 (高等専門学校教員)						

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (高等専門学校教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、まで同じ。〕



注： の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位 (・本部チームリーダー) (・本部係員)	91	48.8	10,510	11,770	11,061	5,980	5,345
	80	34.3	4,352				

職級別在職状況等(平成17年4月1日現在)(事務・技術職員)

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職位		特命参与	グループリーダー	チームリーダー 調査役	サブリーダー	係員	係員
人員 (割合)	335 (人)	0 (人)	31 (9.3%)	110 (32.8%)	108 (32.2%)	58 (17.3%)	28 (8.4%)
年齢(最高 ~最低)			59 49	58 40	58 33	58 29	33 25
所定内給与年額(最高 ~最低)			10,391 7,862	9,813 6,381	8,455 3,332	6,587 3,165	3,499 2,448
年間給与額(最高 ~最低)			14,609 11,074	14,039 8,520	10,764 4,855	8,266 4,185	4,936 3,405

賞与(平成16年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	48.2	47.7	47.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	51.8	52.3	52.1
	最高～最低	60.0～20.0	60.0～20.0	60.0～20.0
一般 職員	一律支給分(期末相当)	69.8	68.7	69.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	30.2	31.3	30.8
	最高～最低	50.0～20.0	50.0～20.0	50.0～20.0

職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

对国家公務員(行政職(一))

126.8

対他法人(事務・技術職員)

118.6

注:「対他法人」は、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準との比較

総人件費について

区 分	当年度	前年度	比較増 減		中期目標期間開始時(平	
	(平成16年度)	(平成15年度)	千円	(%)	成15年度)からの増 減	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	5,070,571	4,944,688	125,883	2.55	125,883	2.55
人件費 (A)+退職手当繰入+ 法定福利厚生費)	5,645,297	5,543,159	102,138	1.84	102,138	1.84
最広義人件費	6,441,388	6,100,330	341,058	5.59	341,058	5.59

## 報酬・給与の考え方、改定について

### 1 平成16年度における役員報酬・職員給与の改定の概要

区 分	改定の有無	改定率(平均)	本俸の主な改定内容	手当の主な改定内容
法人の長	無し			
役員(常勤)	無し			
役員(非常勤)	無し			
職員	有り		無し	特別都市手当、通勤手当、寒冷地手当の改定

### 2 役員報酬

平成16年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

・ 役員の業績及び法人業務の実績と役員報酬の関係であるが、経済産業省独立行政法人評価委員会の当該事業年度に係る業務の実績に関する評価の結果に基づき、月例支給額に100分の200、150、100、50、0のいずれかを乗じた額を業績給とする。

役員報酬水準の改定内容

法人の長	{	改定なし	}
理事	{	改定なし	}
理事(非常勤)	{	改定なし	}
監事	{	改定なし	}
監事(非常勤)	{	改定なし	}

### 3 職員給与

人件費管理の基本方針

中期計画期間の最後の事業年度(19年度)において、特殊法人(14年度)比(機構への移行相当分比)で、人件費を含む一般管理費については、18%の削減、人件費を含む業務経費については4%の効率化を図る。

職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員及び民間会社給与水準を参考に、給与水準を決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

目標管理システムによる業績評価やプロセス活動を評価する行動評価等による人事考課を給与に反映させる新人事制度について検討している。

(能率、勤務成績が反映される給与の内容)

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当(査定分)	算定基礎額から賞与の固定部分の基礎額を減じた額に、基準日以前6か月間におけるその者の勤務期間の区分に応じて別に定める割合を乗じて得た額に、職員各人の業績評価に応じて0.8から1.2の間の評価係数を乗じた額を業績給とする制度
基本給: 本俸	業績評価等によって昇給・昇格を行う制度

#### ウ 平成16年度における給与制度の主な改正点

##### 特別都市手当

- ・職員がその在勤する地域を異にして異動した場合等における特別都市手当の支給要件を異動等の前の地域に6か月を超えて在勤していた場合等に限定する。
- ・支給期間を異動等の日から2年間に短縮し、さらに2年目については支給割合を異動等の前の8割に減じる。

##### 通勤手当

- ・交通機関等利用者に係る通勤手当を6か月を超えない期間を単位として一括で支給する。
- ・1か月あたりの通勤手当の全額支給の限度額を55,000円とする。
- ・自動車等使用者に係る通勤手当の使用距離区分を四段階増設する。

##### 寒冷地手当

- ・支給地域、支給額を改定。
- ・年度分一括支給から月額制（11月から翌年3月までの5ヶ月間）に変更。

#### 法人が必要と認める事項

法人が設立された当時、人材確保を図る必要がある等の理由により、法人の給与水準は国家公務員の給与水準より高めに設定されたという経緯がある。

当機構は、資源・エネルギー安全保障の確立という使命を果たすため、資源の探鉱・開発や備蓄、鉱害の防止等を実施しており、研究開発、地質調査、備蓄基地建設技術、鉱害防止技術等の高い専門性を有する人材を登用する必要があったため、結果的にラスパイレス指数は高くなっている。

在勤地域及び学歴を勘案したラスパイレス指数の算出データにより、当機構は国家公務員と比較して、より在勤地域が首都圏に集中し、かつ大学卒の割合が高い組織という結果が得られた。

これら在勤地域及び学歴における偏りを補正した場合のラスパイレス指数は「117.2」となっている。